

所管部課	子ども未来部 保育課	部長	志村 明子		
件名	令和5年度東大和市私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業補助金交付要綱の一部				
	を改正する要綱外1件について	区分	1 審議事項	○	2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市補助金等交付規則			
	部課機関				
1 要旨					
子ども未来部保育課の所管する単年度要綱の改正について、以下のとおり報告する。					
(1) 一部を改正する要綱					
①令和5年度東大和市私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業補助金交付要綱					
②令和5年度東大和市認可外保育施設利用者に対する補助金交付要綱					
(2) 施行日					
決裁日から施行し、令和5年10月1日から適用する。					
(3) 改正内容					
①令和5年度東大和市私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業補助金交付要綱					
東京都の要綱一部改正に伴い、市の単年度要綱を一部改正する。改正内容は、補助金における多子計算に係る「小学校3年生までの兄・姉を有する幼児」を、「年齢を問わず、保護者と生計を一にする兄・姉等を有する幼児」に改める。					
②令和5年度東大和市認可外保育施設利用者に対する補助金交付要綱					
東京都の補助要綱が制定され、多子世帯支援の拡充等があったことに伴い、市の単年度要綱を一部改正する。改正内容は、多子世帯支援の第2子の月額上限額（14,000円）について、第3子と同額（27,000円）に改める。					
2. 経過（現時点に至るまでの経過）					
3. 留意事項（問題点等）					
4. 主管部処理案（検討結果等）					
庁議報告後、速やかに改正事務を進めたい。					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。